



府食第 740 号
平成 28 年 12 月 20 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて (回答)

平成 28 年 12 月 13 日付け厚生労働省発生食 1213 第 11 号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

1. 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 5 の（3）に示す「2,4,5-T 試験法」を改定すること。
2. 規格基準告示第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 5 の（12）に示す「ダミノジッド試験法」を改定すること。
3. 規格基準告示第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 5 の（16）に示す「マラカイトグリーン試験法」を改定すること。